

【文例 3】

# 茨城県最低賃金 が改定されました

令和3年10月1日から

使用者も労働者も  
必ず確認！最低賃金

時間額 **879** 円 

\* 年齢やパート・学生・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

厚生労働省 茨城労働局 賃金室 電話：029-224-6216

中小企業事業者の皆さんへ 賃金の上げを支援します

## 業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

問合せ：茨城働き方改革推進支援センター または 茨城労働局雇用環境・均等室  
電話：0120-971-728 電話：029-277-8294

## 専門家による無料相談

賃金引き上げにお悩みの方は、  
ご相談ください。

問合せ：茨城働き方改革推進支援センター  
電話：0120-971-728